

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成23年10月21日(金)

杉 並 区 議 会

目 次

交渉会派について	3
議会運営委員会の構成について	4
理事の選出について	4
本会議場の席次について	4
招集通知等のペーパーレス化について	6
議員提出議案の提案説明者について	6
予算・決算特別委員会質疑時間について	7
土曜議会について	10
ユーストリーム等による画像等配信の対応について	13
「議会運営に関する新たなルール」について	18

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成23年10月21日(金) 午後2時57分～午後4時26分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (7名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 山田 耕平	理事 井口 かづ子 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	(なし)	
事務局職員	事務局 局長 伊藤 重夫 議事係 係長 依田 三男 庶務係 主査 横山 淳二 調査担当 係長 小塩 尚広 担当書記 上野 和貴	事務局 次長 和久井 義久 事務取扱 区議 会事務局 参事 庶務係 係長 高橋 正美 議 会 広 報 係 係長 井口 隆央 議 会 法 係 係長 杉 原 正朗



(午後 2時57分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

本日は議長、副議長が公務のため欠席する。

《交渉会派について》

富本理事 それでは、議題を進めるが、関議員のご逝去された問題で、何点かある。

その基礎的な問題としては、交渉会派の問題で、前回共産党からも提案があったが、これについては、できれば、第4回定例会まで日がないということもあるので、これから皆さん、視察も控えており、なかなか理事会を招集するのも大変な部分があるので、座長としては、今後この問題については改めて協議をしていくということをお約束して、4月の人事までは、とりあえず4名という現状の形でいろいろ今後のことを決めていくというようなことにさせていただければと思うが、何か意見はあるか。

小松理事 ネット・みどりとしては、共産党の提案を歓迎して受けとめていた。3人ということのをぜひと思ったが、今のお話であれば、次に必ずそういう場を設けて協議していくとこの場で約束いただけるのなら、速やかに決めるべきところを決めることのほうを優先すべきということに賛同する。

山田理事 基本的には、ゼロベースに戻してすべてのものを決め直すということか、逆に、定数を4から3にすれば現状のままということはこの間発言したが、こういう事態でもあるので、今後4から3へということを含めて議論をする場を設けていただくのであれば、今回はなるべく現状維持というままで行くということには異論はない。

富本理事 人数が最終的にどうなるか議論の結果はあると思うが、議論をするということのは確約をさせていただくので、これについて、杉自、公明、民社は何かあるか。話し合いをするということによいか。

島田理事 代表者会議で決まったことでもあるので、1年間はこれで行くべきだろうと。その決める過程の中で話し合いをするということも付記したので、それはそれで粛々とまた議論をすればいいことだ。体制について、1年間はこのままと。

富本理事 そういう形ではよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、そういう形で協議をする場をつくるということをお約束申し上げ、ご了解いただいて、今後1年というか、次期の人事の問題までは現状の考え方で行くということをご了承いただきたい。

《議会運営委員会の構成について》

富本理事 それでは、2番の議会運営委員会の構成について、今その話は決まったので、現状の中での人数割ということになると、前回も説明をしたが、公明党から1名、関議員の欠員を埋める形で入っていただくという形になるが、それでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、そのように決定をする。

これについて事務局から何かあるか。

議会事務局次長 公明党からということなので、11月4日までに、誰が委員となるのか、事務局までお知らせいただきたい。

富本理事 では、これは島田理事、よろしく願いをする。

《理事の選出について》

富本理事 続いては、理事の選出について。こちらも検討途中になっていたが、これも現状の考え方に従うならば7名以内ということなので、現状、一応交渉会派と言われる各会派から1名ずつは出ているので、欠員という考え方でどうか考えているが、この辺についてご意見はあるか。だれか選ぶべきかどうかということ。これは議運のメンバーの中から選ぶわけだが。

小松理事 1名欠員で結構だとネット・みどりは考えている。

富本理事 ほかの会派の方もよろしいか。では、現状のこのメンバーで、1名欠員ということで、それでは理事会を現在の体制で運営していくこともよろしくご協力願う。

島田理事 これは欠員という表現になるのか。

富本理事 「以内」だから、欠員ではない。

議会事務局次長 欠員ではない。現体制ということとなる。

富本理事 では、表現を訂正し、6名という現状の体制で理事会を今期このまま、不測の事態が起きない限りは進めていくということを確認する。島田理事のご指摘をいただき、そのように訂正して確認をする。

《本会議場の席次について》

富本理事 それでは、次に本会議の席次について。

こちらについても、そういうことであれば現状維持というような形でいかがかと思うが、この点についてはいかがか。

島田理事 これは4年間ということか、1年間なのか。また、話し合い等々で交渉会派の

人数がもし変更になったような場合、いろいろなケースが考えられるが、私は1年間というか、次の臨時会が終わるまではこのままでいいと思うが。

富本理事 まず一般的な考え方、事務局としてはどうか。会派の異動もあるわけだが。

議会事務局長 一般的な考え方というか、これはやはり理事会の中で協議して決めていただくしかない。今の島田理事のお話のとおり、とりあえずこの1年間は現行のままでということであれば、そういう形になるし、あるいはこのまま特に会派の大きな変動がなければ、当面の間ずっと今のままで行くという考え方もできるし、後の話のぐあいで、この際だから一気に変えてしまおうということであれば、またそのような形にもなる。特に事務局のほうからこうしなければならないというようなことはない。

富本理事 これまでも逝去された場合がある。ただ、これまでは交渉会派の問題がなかったわけか。

議会事務局長 そのとおり。

富本理事 では、とりあえずこれも臨時会までにするか。

小川理事 多分、こういった例はない。交渉会派から何人が抜けて少数会派になって席が移動したというケースは多くあったので、今回の場合はその会派が少数会派になるということで、基本的には今までどおりに、そういった場合は当然話し合っていくべきと私は思っている。ただ、今回の場合は会派が分かれたわけではないということで、来年の5月末の臨時会まではそのままに、私たちの会派はそうでいいと。ただし、それまでに議論をしていかなければ、例えばほかのところと同じようなケースがあった場合は、あのときはこうでこのときはこうだったということはつくりたくない。1年間しっかりと議論をできたらというふうに私たちの会派は考えている。

山田理事 小川理事と全く同じで、議論を深めていけばいいと思う。

小松理事 今の意見は、何を議論するのか。

富本理事 要するに少数会派扱いになると扱いが変わる。だから、本来ならば原則論を言えば、そういう扱いにもしなければいけない可能性がある。

小松理事 細則を決めていこうということか。いろいろなケースを想定して、それに対応するような規則を決めていこうということか。

小川理事 規則はつくらないので、あくまでも慣例とか前例に倣ってやっているのだから、本来であれば、先ほど座長が言われたように、少数会派になった場合は議席もゼロからしなければいけないが、今回の場合は特別にレアケースだと思うので、来年の臨時会までは現状のままで、その間に議論をしていくべきだと申し上げた。

富本理事 その扱いをどうするかということ。それはひいては先ほどの人数の問題の話と

もリンクしている部分もあるので、あとは、小川理事が言ったように、あのときはこうだった、このときはこうだったというのは余りよくないので、別にルールとか規則ではないが、考え方の基本をある程度みんなで話し合っ、て、共通認識をつくったほうがいいというぐらいのこと。

では、とりあえずこの次の臨時会までは現状の議席でいき、その間に議論をして、席次の考え方についても改めて協議をしてまいるということ。

小川理事 例えば臨時会までに何かまた変わった場合は、またその時点でするということ
でよいか。

富本理事 それはもちろん、会派が分裂したりとか合同したりということがあれば、それはまた別で協議をしていくということになる。それは当然していかなければならない。それを踏まえた上で、そういうことでよろしくお願いをする。

とりあえず、関議員のご逝去に関連して議会の中で決めていかなければいけない問題については、一応これで整理ができたということで、本当に改めてお悔やみ申し上げるとともに、皆さんのご協力に感謝を申し上げます。

《招集通知のペーパーレス化について》

富本理事 続いて、招集通知のペーパーレス化について、これは前回共産党が持ち帰りになっていたが、この点について共産党から意見はあるか。

山田理事 事務局からメールボックスの掲示板の話が出たが、それだったらうちも大丈夫という話であった。

富本理事 これはほかの会派は基本的によろしいという意見だったと思うが、ほかに意見はあるか。——それでは、委員会等の開催通知については、今、山田理事からお話があった、告示方式としてポストの横に掲示板を設けて、これをもって通知行為とするということでご理解をいただきたい。

では、これは次の定例会から行うということによろしいか。

《議員提出議案の提案説明者について》

富本理事 続いて、民社から提案のあった議員提出議案の提案説明者についてだが、これは公明党が持ち帰りになっていた。参考までに申し上げると、例えば議員の派遣とか報酬とか、いわゆる議会運営に関するものは、これまでどおり基本的には議運の委員長が提案をするが、例えば2定であったような子どもの被曝量の話とか、そのもとに政策的に提案する会派があるものについては、最初に産声を上げた会派からやったほうがいい

いという小川理事からの申し出だったと思うが、公明党はいかがか。

島田理事 時間がなくて会議を開いておらず、まだ保留状態である。

山田理事 うちも持ち帰った。それでも基本的には委員長がやったほうが良いという話も出たが、各会派が合意できればということで、随時決めるという案もあったかと思うが、それぞれ、例えば議員提出の提案に思い入れがある会派がというのも、ある意味随時決めるようなことでもあるので、それでいいのではないかという話でまとまった。

富本理事 結果的には最終的に理事会なり議運なりで確認をして、これはだれから提案と。今でも私のほうからという言い方をしているので、そういう形になると思うが、小川理事、例えば事務局と議運の委員長のほうで判断をして、毎回議運で随時決めていく形はどうか。

小川理事 今、山田理事が言われたように、当然最終的にはそうなるので、そこで例えばこれはどなたからだったからこういうふうにしようという形を私、希望しているので、全く同じ。

富本理事 公明党は一応持ち帰るか。

島田理事 きっちり決めるとなかなか難しいところがあり、案を大幅に変更したりということも、一番最初の案から物すごく変わったりすることもあるので、随時決めていくのがいいという感じはする。

富本理事 これも基本は議運の委員長が提案をするべきものであるが、議運の委員長が事務局とも相談したり、いろいろな議会の様子を勘案した上で理事会及び議運に提案をして、皆様のご理解をいただいた上で提案者を決めるというような形でよろしいか。これまでどおり必ず議運の委員長ということではなく、そういう形で提案をして、皆様のご了解をいただくというような形で進めるようにするので、よろしく願いをする。

《予算・決算特別委員会質疑時間について》

富本理事 続いて、予特、決特の質疑時間について。

こちらについては杉自が持ち帰りということであったが、改めて意見はいかがか。

井口理事 やはり5分が大半であったが、皆さんの大勢に従って5分という意見である。

富本理事 5分という意見もかなりあった。ただ、ほかの会派はこうであったということをお話したところ、それはもういたし方ないということであった。

これに関しては、ほかのやり方は別として、6分ということでほかの会派は了とされていたと思うが、予特、決特ともとりあえず6分ということでよろしいか。

小川理事 これは今後の議論でいいのだが、すぐにではなくて4年間で話し合っ、例え

ば、何年か前に清掃と保健の款が一緒になった。それまで都市環と教育だったが、清掃が離れて保健福祉と一緒になった。教育と都市整備、その辺を整理できたらと。例えば教育の場合は教育だけに。我々には、教育と都市環というと相当離れている款という認識がある。その辺をもう少し工夫する議論があれば非常にありがたいと思うので、提案という形でお願いしたい。

富本理事 あと、決算の総括も、総括の名のもとに何でもいいみたいになっているので、その辺も整理したほうがいいのかも。別に規制するとかいう意味ではなく。

では、とりあえず全会派が6分ということでまずは合意をした。

あとは、先般ネミも言っていたが、ほかのシステムがどうかということがあった。これについては、一応私のほうから提案させていただきたいのは、今質疑の時間が、要するに予算であれば、今まで6分のが8日間。これは基本的に堅持をする中で、それから来年の決算から増やせば、あと予算のやり方については、理事者側との関係もあって大分日程調整が進んでいること、それから今回は基本構想の審議もしなければいけないので、議会の日程自体も結構伸びるといふこと、それから特別委員会も1日1委員会になるので大分伸びていることもあるので、ことしの予算はこれまでどおりの普通の6分方式でやるとして、もしそれを仮にやるとしても来年度の決算からという形で、今、決算は実質質疑の日が6日、これが6分になれば8日になる。その枠を崩さないで、では、どういう方法があるかということをご検討願いたい。この間みたいに基礎時間をつくってとかいうやり方があった。それを土台にしながら……。

議会事務局長 今、小川理事から話があった、ブロックを見直しして、例えば今4ブロックでやっているが、それを5ブロックに変えるだとか、逆に3ブロックにするだとかという形になると、8日間は8日間の枠の中でどういう割り振りにするのかという話が出てくる。それによってブロックごとの1人の持ち時間が変わってくるので、その辺のところともあわせて話をしていけないといけな。

小川理事 私が議論したのは、4ブロックでもいいし5ブロックでもいい。例えば今うちの場合は30分だが、例えば30分として、4ブロックあって、240分なので、この240分をうまく、その会派がここを中心にやりたければそこに割り振るとか、一番早い話は4のまま、決算の場合、1ブロックは総括である。それを総括ではなくて、はっきり、1・2・3、4・5、6・7と、そういうふうにして……

富本理事 最初から款を入れると。

小川理事 そう、最初から款をやる。小松理事が言われたことは私は理解していないが、1人6分ということの基本にしながら8日間の枠にはめていくということか。

富本理事 いや、そうではない。1人6分で8日間というのは今と一緒。そうではなく、要するに会派の持ち時間というのをまず決めて、それにプラス人数を足していくやり方。自治基本条例のときと同じ。

議会事務局長 自治基本条例ではなくて、減税のとき。

あのときは集中審議であり、1日で上げるという話であったので、1人の持ち時間がたしか3分ぐらいだった。それだと少数会派が持ち時間が少な過ぎるということもあり、会派に3分を割当て、その会派の構成員掛ける3分という形で時間を割り振った。

富本理事 そうすると、1人会派は6分になる。要するに会派持ち時間が3分で、1人だから6分、2人だったら9分、そのような計算をした。

議会事務局長 だから、そういうやり方がとれないかというのがこの前の小松理事の提案だというふうに理解している。

小川理事 了解した。

島田理事 いろいろな自治体でいろいろな予算、決算の審議方法がある。都議会も、決算は委員会をつくって飛び飛びでやっている。大変申しわけないが、いろいろな例を事務局でお調べいただき、予算はこんな感じ、決算はこんな感じということで。当面は6分ということであって、その後のことをいろいろ考えながら、小松理事の提案もあるので、どんな方法がとれるか、より選択肢が多いほうがいいと思うので、勉強させていただきたいので、資料のほうをお願いできればと思う。

富本理事 今、島田理事からもお話しいただいたが、とりあえず、先ほど私が申したように、まず、24年の3月にやる予算委員会については、もう理事者側の日程もあるし、基本構想の問題の委員会もやらなければいけないので、これに関しては、今までどおりのやり方の1人6分の4ブロック方式でご理解をいただきたい。まずはそれでよろしいか。

その上で、もし例えばブロックを変えるとか、質疑の持ち時間のやり方を変えるとか、いろいろな方法があるので、それは事務局にも協力をいただきながら理事会で話し合いをして、早くて来年の決算からということであって行く。ただ、基本のベースとしては、もし変更がなくても1人6分は保障されているが、そういう形でやっていくということなので、その辺はそれぞれの会派で、事務局の資料をもらったりしたり、民社の意見のように款をこうしたほうがいいのではないかとか、そういうのは積極的な提案としていろいろお話をいただきたいと思うので、そういう形でよろしいか。――では、そういう形でよろしくをお願いをする。

またいろいろご意見はあるかと思うが、関連して、意見開陳についても発言時間の申し合わせ云々の話も出ていた、これについても、次の予算は別にどうこうするつもりは

ないが、また話し合いの1つとしてお考えをいただきたいと思うので、申し添えておく。

《土曜議会について》

富本理事 次は土曜議会についてである。

これについては事務局から説明をお願いする。

議会事務局次長 お手元に資料をお配りした。前回話があった第3期の議会改革に関する検討調査部会の調査のまとめを、復習の意味でお配りしている。

資料の6ページが土曜議会の傍聴者のアンケートになっている。これは20年の1定から平成21年の1定までアンケートをしたもので、内容的には回によって大分違う。特に21年の1定は大分違う形になっている。20年の1定から4定までは少し男性が多く、21年の1定は83%男性という形になっている。年代層については、40代、50代、60代。そのような形で、21年の1定だけちょっと特色がある。どこからこの土曜議会の情報を得たかというのも、区議会議員から聞いたというのが大体第1位になっている。本会議の傍聴は初めてという方等々のアンケート調査をしているので、参考までにお配りした。

富本理事 これについては、ある程度順を追って話していかなければいけない部分がある。

まず、検証として、これまで実施してきたどうだったのかという振り返りの話、今後引き続き実施をするのかしないのか、それから、実施をするのであればどのように実施するのか、例えば実施の時期はどうなのかということ。それとプラスアルファとして、少し離れた場所にいわゆる夜間議会というものも位置づけられてくるので、まずはこの検証について、山田理事以外は土曜議会を経験されてきたわけで、一応前期は1定、2定、4定の本会議の初日に基本的に行うということで、1定は、ある年は区長の所信と代表質問というような形、代表質問だけの年とか、いわゆる代表質問メインに行ってきた実績がある。2定、4定は一般質問の希望者でやるというやり方で、これもいろいろな意見があったところでもある。そのようにやってきたのが過去のやり方であった。

だから、これをやめて全く土日何もしないのか、やるにしても回数を増やすのか減らすのか、また本会議がいいのか、議論を整理した中で意見をいただきたいと思うが、いかがか。前期は土日はお休みだと言って必ず退場していった方もいた。それを高らかに宣言して、いなくなって、必ず土曜日は休むという労働者の立場を言った方もいた。

これはまだ決めなくてもいいのか。いつまでか。例えば、一応検証した中で、来期の1定を見据えた中では、いつぐらいまでに結論を出していかなければいけないのか。

議会事務局次長 仮に土曜日にやるという話になれば、理事者との関係もあるので、向こうも、12月に入ってくるともう1月、2月のスケジュールは入ってくるので、できれば11月

とか、回数はそんなに3回にこだわることもないという意見もあった。開かれた議会の姿勢を示す意味では、年に1回ぐらいは、土曜なのか日曜なのか、そういう休みにも議会はやっているということで、傍聴人の数だけを余り取り立てて言うものでもないという意見があったと思っている。なので、できれば全廃ではなくて、いろいろな方策の中でやったほうが良いという声が多かったということ。

公明党はいかがか。

島田理事 まだまとまっていない。

山田理事 うちも余りまとまらなかったが、基本的に、土曜にやるという方向は、開かれた議会という上では重要なのではないかという意見であった。

やる方向はいいという話だが、僕自身はいなかったのでわからないが、1定について区長の所信表明と各会派が代表質問をしたときに、全部土曜日にできないのか。

富本理事 全部やったときもある。1回目は全部やった。

議会事務局長 一番最初のときは、所信表明から各会派の代表質問まで全部入れた。

富本理事 毎年、いろいろやり方は変えてきた歴史はある。区長の所信表明を金曜日にやって、土曜日に代表質問とか。

議会事務局長 そう、その次のときが、金曜日に区長の所信表明をやって、土曜日に全会派の代表質問を全部やった。3回目のときは、同じように金曜日に区長の所信表明をやって、土曜日に4会派。残りの2会派については月曜日にやったというような形で、変遷はしてきている。

富本理事 会派の数の変遷もあった。

山田理事 それに絡んで、余り格差がないような形で公平にやったほうが良いという意見は出ていた。

小松理事 ネット・みどりも土曜議会はやったほうがよいという考え方。ただ、そのやり方についてはいろいろあっていいという考え。

富本理事 まだ話し合っていない会派もあるが、民社もいろいろな意見があるという感じで、薄れてはいる、いろいろな方策を見つけたほうが良いということ、土曜議会にとらわれずということも含めて。

土曜議会をどうしていくかということ、特にまず1定についてどうしていくか。従来であれば1定でやっていたので、それをどうしていくかということも含めて考えていかなければいけないので、それは11月中に決めたいが、これも議会改革の動向もあるが、土曜議会をどう考えるかということ、もう少しそれぞれの会派で議論を深めていただき、特に1定については11月中に結論を出したいと思うので、よろしくお願いをします。

《ユーストリーム等による画像等配信の対応について》

富本理事 それでは続いて、ユーストリーム等による画像等配信の対応について。

これは、この間の議論の中で一応2点に分けさせていただく。まず1つは、傍聴者から配信したい旨の申し出が出た場合どうするかという議論が1つ。2つ目は、区議会としていわゆるユーストリームについてどうしていくのかということ、この2つに大きく分けられると思うが、まず2番のほう、区議会としてユーストリーム云々ということを考えてときに、事務局から何か説明はあるか。

議会事務局次長 区議会でユーストリームを実際に配信するということになるので、職員がカメラで撮って、それをインターネットに流すということになるので、なかなか人的な措置が難しいという面がある。また、配信した映像はだれでもダウンロードでき、自由に加工できるとか、区議会とは関係ない広告が常に出るとか、そういった課題があり、区議会として配信をするのは難しい。

それで今ちょっと検討中なのが、現行のホームページの画像配信について、ライブで行った場合どのぐらいかかるのかというのを確認してみた。初期費用として、サーバー設定費だとか画面の作成費等で60万円ほどかかる。あと、配信サーバーのランニングコストとして年間54万ぐらいで、114万ぐらいでライブ配信ができるようなので、そうすると、画像もそう簡単には落とせなくなるし、その辺も含めて検討したらいかかかと考えている。

富本理事 今やっているのを1日前倒しし、ライブでやったらどうだということ。そうすると114万円で、それも2年目からは54万だから、わざわざユーストリームを取り入れなくても済むというのが1つある。これについては、基本的にライブと録画の違いはあるが、一応ルールは決まっているので、新しくルールを決めて云々ということがないので、そちらのほうの方が正直現実的である。これは予算が取れる、取れないはあるかと思うが、それを含めた上で、ユーストリームを区議会としてどう取り扱うかということ。

局長、予算はどうなのか。実際、金額的に言ってもそんなに……。

議会事務局長 そんなに大した金額ではない。そのぐらいは何とかできるのでは。

富本理事 いろいろなことが楽である。楽と言ったら変な言い方だが。

議会事務局長 安全性だとかそういうものを考えれば、そちらのほうの方がよろしいと思う。

富本理事 要は、今やっている24時間後に速報版で流れているものをライブという形で流して、それが速報版としてその日に残る。1週間ぐらいたてば確定版で日程が出る、そんなイメージ。

議会広報担当係長 速報版は、今までどおり24時間後のアップになる。

富本理事 では、ライブはライブで流して、1回24時間後に速報版が出て、また数日たったら詳細版が出るというようなイメージ。

島田理事 その日はライブだけか。タイムラグが5秒だったら5秒ぐらいで流れる、そういう感じ。終わったら、その日はもう見られないのか。

議会広報担当係長 一たんライブ中継は終わる。それでまた会議終了から24時間後に速報版が流れるという形になる。

富本理事 今のサービスにプラス、ライブ中継がつくというイメージか。

議会事務局長 イメージ的にはそうなる。

小松理事 それは本会議と予決特ということか。

議会事務局長 今の段階では、インターネットの録画中継をやっているのは本会議と予決特なので、少なくともその部分是可以する。あと、常任委員会もできればやりたいと思っている。これも予算の問題になってしまうので、一応予算要求はするが、予算がつけば常任委員会も同じようにできる。

富本理事 区議会としては、常任委員会もやるということは既に決定済み。

議会事務局長 方針はそのとおり。あとは予算がつくかどうかということだけ。

富本理事 仮にそれがついた場合、プラスアルファで常任委員会のライブ中継がついても、そんなに費用は変わらないのか。

議会広報担当係長 基本的には変わらない。

富本理事 114万なら114万で変わらないと。

小松理事 常任委員会の場合だと、カメラの設置はどうなるのか。

議会事務局長 もうカメラは設置されている。今回、予決特をインターネット中継するときに、あわせて常任委員会もやるということがもう議論されていたので、それを前提にした形でカメラのセッティングというか、配置はしてある。あとは細かいアングルの調整とかというのは当然必要になってくるが、基本的にはカメラはもう設置されているので、常任委員会をやったとしても設置費用はかからない。あとはオペレーターの……。

小松理事 では、第3委員会室でやればということか。

議会事務局長 そのとおり。そのために1日1委員会になっている。

富本理事 それで常任委員会は全部第3委員会室で今はやることになっている。

小川理事 ちょっと確認だが、今の本会議中継と予特、決特の見られる範囲というのは、控室のチャンネルと各部長席と下のロビーだけということの確認と、完成版はいわゆる編集等を相当されているのかどうか。

議会広報担当係長 視聴できる場所は、今小川理事が話されたその3箇所である。

詳細版については、例えば各委員ごとの発言の頭出しとか、そういうので区切る編集はしている。

議会事務局長 あと区民の方はホームページから見られる。

議会広報担当係長 庁内に限っては今申し上げたとおりで、あと、ホームページからインターネット中継をごらんいただける。

富本理事 ただ、それはライブじゃない。

議会広報担当係長 ライブではない。

富本理事 編集というのは、要するに例えば井口かづ子さんがしゃべった、だれが答弁したみたいなことが区切ってあるということか。

議会広報担当係長 はい、そのとおり。

富本理事 どうか、これはインターネットでライブにしたほうがいろいろなことがいいよ
うな気がするが、わざわざユーストリーム云々というよりは。灯台もと暗しだった。

井口理事 予算がとれるならば。

富本理事 それは何とか。きょう新しい機軸も出たので、とりあえずそれを会派に持ち帰
って、ライブ中継ということはどう考えるか、ということをご議論していただきたい。
一応ライブ中継は23区でも4区ぐらいか、やっている。

議会事務局長 7区。

富本理事 7区やっているところがある。本会議だけのところもあるし、予特なんかも総
括だけやっているところもある。これは審議の方法も違うと思うので何とも言えないが、
そういう形でやっているところはある。それが1つ。

では、区議会としてユーストリーム配信をどうするかということは、そういうことで、
そっちのほうを主眼に皆さん議論していただきたい。

それから次、傍聴者に対してどうなのかということで、いろいろなご意見があるよ
うだが、前回の意見では、意図的な撮影や書き込みはよくないし、いろいろな危険もある
という意見、とはいうものの規制は難しいのではないかという意見、それから表現の自
由だという意見もあった。

改めて事務局から何かあるか。

議会事務局次長 ユーストリームの配信は、前回は規制をすべきという意見と規制すべ
きではないというご意見があり、事務局で考えたのは、ユーストリームを配信したいとい
う人が来たときには、IDを記載してもらおう。そうしないと後から確認ができないので、
そういったことをやったらどうかと。IDを記入してもらって、注意書きに、ツイッター
などでやる場合には、不適切な表現、誹謗中傷みたいなものはやめてほしいとか、そ

ういった事項の注意書きを渡してご協力をいただく。そういったことをしても次回そういうことがあった場合にはご遠慮いただくというような形で、規制と言うか、お願いをするということではできないのではないかなと思っている。

富本理事 今、次長は規制と言ったが、別にルールでがんじがらめにするとか自由を侵害するとか、そういう意味ではなく、あくまでも傍聴者へのお願いというか、注意書きという形でやったらどうだと。とはいっても、いろいろなことが想定されることもあるので、一応最低限必要なIDをとって、IDをとれば、後調査というか、本当にそんなことが書かれているかどうかということも一応チェックはできるので、それは別に意図的にチェックするわけではないが、そういうこともあるということ。

それから、自由はあるが、一定の節度を持ってやっていただくことも必要だろうということで、規制ではなくてお願い、注意していただきたいぐらいのもので緩やかにして、あとは傍聴者の良識に任せて、そこで傍聴者がどういう適切な態度をとっていくかどうかは、それをまた見て再度判断をする。要するに社会というのは守らない人がいるとルールを決めざるを得ないということがあるので、最低限のある程度の注意とか必要な情報は収集したいというようなものでどうかと一応事務局と考えてみたが、いかがか。

小松理事 そのIDをとるとするのは、免許証を提示してもらおうとかそういうことをイメージされているのか。

議会事務局次長 ユーストリームを特定するとき、探し出すときにIDが必要なので、それを書いていただく。何かあれば、そのIDを打ち込むことによってどういう画像なのか確認ができる。

今ちょっと局長とも話をしたが、もしライブ中継ができるのであれば、ユーストリームをわざわざ配信しなくても、ホームページから見られるので、そちらをごらんいただくということで、そういう考え方も1つあると思っている。

富本理事 それもそうだ。わざわざ配信する意味がない。あるとすれば、何か意図があると思えない、としか言いようがなくなる。

議会事務局次長 意見があれば、ツイッターだけを使うとか2ちゃんねるみたいなものを使うとか、そういった形もできるので、ユーストリームで画像を配信するという意味は余りなくなってくると思う。

富本理事 誹謗中傷は困るが、逆にだれかを応援するのはあるかもしれない。例えば井口理事が一般質問するときに応援団が来て、いい質問だ、頑張れ井口とか、そういうのを書く可能性があって、井口理事をぱっと最初から最後まで映すみたいなことはあるのかもしれない。好意的なやり方としては。

ユーストリームに関してはいろいろな意見があった。一応事務局と相談をして、先ほどの区議会でのインターネット中継を進化させたこと、それから今の、それらを踏まえた上で、やられる方がいるならばそういう注意書き、お願い、そういうものでどうなのかということを一応きょう事務局案として提案をして、それでインターネット中継も踏まえた上で皆さん会派の中で議論していただいて考えていくというのでいかがか。

小松理事 そうすると、前回示された素案というのはもう一たん……

富本理事 素案とは。

議会事務局長 メリット、デメリットだとかの資料。

小松理事 はい。

富本理事 それは破棄というよりは、基礎情報。

議会事務局長 今、うちのインターネットの今の中継のほうを拡大してライブ中継をやったらどうかという話もあった。ただ、これはあくまでも予算的な措置がされたらという前提条件があるので、幾らこちらのほうでそうしようという話をして、実際予算化されなければ事実上できない。

考え方として、1つのステップとして、今やっているインターネットのライブ中継をまずやる。やった場合については、先ほど次長が言ったみたいにユーストリームの画像を配信するという意味や意義は非常に薄れるので、その場合については、基本的には当区議会でもライブ中継をやっているのということでお断りをするという考え方が1つ。ツイッターを使いたいとなれば、先ほど言ったみたいにほかの手段でやれるという方法もあるので、それが1つ。

あと、ライブ中継がだめになった、翌年度以降できないという場合については、仮にユーストリームの申請があったときにどう対応をするのかという2段階の考え方になってくる。今の申請書は、目的と、録画なのか撮影なのか、撮影についてはカメラなのかビデオなのか、そのぐらいの区分けしかない。もし仮にユーストリームが出てきたときに、この前の議論でいけば、規制というか、もうだめというのは非常に難しいということであれば、その申請書の中で、今説明があったようにIDを入れる場所をつくるだとか、裏面のほうに簡単な注意事項を記載して、こういうことは注意をしていただきたいというようなものに変えて対応していくというような2段階の考え方があると思う。そういうのも含めて会派でご議論をいただきたい。

富本理事 表現の自由をどうこうするつもりはないが、ただ、一応良識を持って傍聴者も行動していただきたいということがあるので、最低限の注意はお願いしなければしょうがないし、もしやるならば、IDをとって、もしものときに何かあれば一応それがわか

るように。そうでないと、全然わからない。調べることもできないので、それは一応必要な情報ということで、そういうことで考えたのご理解をいただきたい。その辺も含めて協議をしていただきたい。

小松理事 最低限のお願いというのは当然のことだと思う。今回新たな提案なので、引き取って検討したいと思うが、IDをとるということも会派で聞いてみたい。

それと、公式のライブをやることと個人が録画することとは別の話だと思う。公式なものがあるから必要がないということではないと思う。

富本理事 多分、局長の説明に対して、小松理事はそう言うだろうと思って今予想していた。その辺も含めて考えていただきたい。個人の表現の自由なので。ただ、それがどうなるかはわからない、皆さんの意見もあるので。

島田理事 これは「ユーストリーム等」とあるので、ユーチューブもそうなのかなというふうに思うが、録画をして後で流すと。その辺で、例えばマスコミとの境をどこに設けるかとか、結構細かいところがいろいろ必要になってくるのではという感じはしている。結構難しい問題である。結論はすぐ出ないが。

富本理事 マスコミもいろいろと来る。とりあえずはインターネット中継をライブでやるということが一番いいということ。公の会議とはいえ、撮られるほうの立場も一応あるので、それも含めてよろしくご検討いただきたい。

《「議会運営に関する新たなルール」について》

富本理事 では、次、議会運営の新たなルールについて、事務局から説明願う。

議会事務局次長 議会運営に関する新たなルールづくりの中で、1つ、演台に時計を置こうという話があった。大きな時計ではなく、目安として確認できるような形で演台のところに小さな時計、ストップウォッチを置いたらどうかという話があり、事務局のほうでいろいろと探してみた、パソコンのフリーソフトウェアでストップウォッチ機能があるもの。画面がこんなような形で、00から始まって、増えていく。これはフリーソフトウェアで、8インチの大きさのディスプレイを考えている。演台の上に登壇者が見えるような形で置いたらどうかということで今検討しているところ。今実物大の資料を回覧する。

富本理事 費用は幾らぐらいか。

議会事務局次長 ディスプレイが3万4,000円ぐらいで、あとはパソコンとそのディスプレイをつなぐケーブル等である。

富本理事 4万円ぐらい。

議会事務局長 はい。そのぐらいになる。

富本理事 聞くとところによると、ゼロから始まる。30から下がっていくのではなくて、ゼロから始まるパターンで、演台の左隅に置けば、議長、局長からも一応のぞけるということで、もちろん演台でしゃべっている人にもわかる。例えばまず第1質問が20分で終わったら、20で終わった瞬間にだれかがとめるのか。

議会事務局長 はい。

小松理事 本人がやらなくてもいいのか。やり忘れたらどうするのかと思った。

議会事務局次長 本人ではなく、事務局で。

富本理事 時計を見られるのは、演台側の人だけ。議長と局長と発言者が基本になる。

議会事務局長 あと、パソコン操作をしている人は、当然パソコンの画面に同じものが出るので、その辺まで。

富本理事 それを見て一応質問者も質問を組み立ててほしいし、第2質問であれば、それを基本にある程度まとめてもらいたいということ。そのための目安で置く。別にそれでビーと鳴ってやめろというわけではなく、1つの目安のための、要するに熱くなって質問しているとわからなくなる人もいるだろうからというようなことで、議長からも提案があった件である。

小松理事 再質問がないとわかった時点でリセットするのか。

富本理事 ゼロにする。それはもう事務局が全部操作するのか。

議会事務局次長 はい、うちのほうでやる。

島田理事 ちなみにそれはカウントアップだけで、カウントダウンはできないのか。

議会事務局次長 ダウンはできない。

小川理事 ブザーは鳴るのか。

議会事務局次長 鳴らない。

富本理事 ストップウォッチ。別にそんなに悪い提案ではないと思うので、ご了承いただければと思うが、どうか。単なる目安のために置くので、皆さんがわかりやすくするためだけなので。増やすタイプで、音がブーとか鳴るわけでもない、どうか。よろしいか。

島田理事 いいのではないか。

山田理事 ルールに関してはかなり議論が尽くされてきたので、その過程でこれを不当に制限するなというものではない、目安のものなので、置くのはいいと思う。

小松理事 いいと思う。

富本理事 では、とりあえず4定から設置する。操作をミスらないようによろしくお願いします。

では、時計はそういう形のものを置くということで、ご了承願う。

あと2つあったのが、まず新たに確認で、前回の議論では、会期については議運で審査した結果を本会議で報告し、採決をするということが了承されている。これは委員外議員発言があった場合も含めて、議運の報告を議運の委員長のほうから初日の最初に、会期についてはこういう議論があった上でこういう日程に決まった、議運の報告をし、賛否をとるといような形で、これは4定から行うことをご了承いただいている。

それともう1つは、意見開陳において会派の意見として、この間の3と2に分かれたという話のときに、まず、委員会で意見開陳をするときに、例えば会派の委員が言うわけだから、とりあえずあの場合は、筋論として、例えば3対2であれば一応会派としては多数決では3だから——1つの考え方となる。ネみとしては、会派としては3対2で賛成、ただし、それがすべて会派の意見ではないが、という言い方が本来なのかとか、もともとの言い方の問題をどうするかということがあったのと、それから、委員会の委員長報告の中でどうしていくかということ、この辺が1つ、方向性としてある程度決めておく必要がある。

何か補足はあるか。今のでわかるか。委員として発言する人がどう言うか。

小川理事 やはりこの間ここの場で出た意見と同じで、委員会においては会派の代表として賛否の意見を発表する場なので、会派内で割れたとしても、よくあるパターンで、会派でさまざまな議論があった末、賛成または反対というのが当然だということで、本会議においてもそういった形をとることが普通であるということで、今後はそういうことはないようにしてもらいたい。

富本理事 ただいま民社の意見があった。あのときは2人反対があった。5人で2人反対だった。そういう場合は、本会議の最後の採決で2人が立たなければいいということ。

小川理事 採決で立たなければいいということもあるし、退席と言ったら変だが、いろいろほかにあるので、会派で賛成が何とか、反対が、こういう会派というのはあり得ないということなので、今後はやめていただきたい。

小松理事 いや、理解できない。あり得ない。

富本理事 我々の感覚から言うと理解できない。要するにうちの会派でもいろいろな意見があって、もちろんいろいろな立場の人がいて、それで会派が分かれたこともあるが、一応会派で意見を集約した上で、会派を代表して意見を述べるので、会派を代表して半分半分とかというのはちょっとおかしいという意見は、正直うちでも出ている。だから、反対者がいるのはしょうがない。意見が違うのはしょうがないが、それを天下に普通に公表するというのではなくて、3人が賛成で2人が反対ならば、一応会派としては、多

数決でいえば3人のほうが多いわけだから、あの場合でいえば、会派としては賛成だと。ただ、ネみの中で割れているのだから、2人が立たないというのは仕方がないというか、意見開陳をする場合、言い方にしても、会派としては賛成であるけれども、反対の人もいるということを使うとか、そういう言い方をするのが普通ではないのかという感覚ではいた。

議会事務局長 今回の件については、私どものほうの委員長報告の書き方の問題も確かにあった。ただ、正直申し上げて、あのときに意見開陳をされたときに、具体的な議員の個名を言われた。だれだれとだれだれとだれだれは賛成、だれだれとだれだれは反対という形で個名を言われた。委員長報告に出すときに個名を出すのは良くないということで、ちょっと私が相談を受けて、最終的には私の責任でああいう言い方にさせてもらったが、今回この新しいルールに基づいてやった形での初めてのケースになるので、その後同じような例が出てこないことを切に願ってはいるが、議案によってはそういう形があり得るといってお話もあったので、そういったときにどういう言い方をするのかということもここで決めていただければ、私どもはそれにのっとった形で、もし次にそういう例が出てきたときの委員長報告にはこういう形で報告をするということが決まる。

富本理事 それはひいては、意見開陳をする各委員の言い方を一応こうしようということを決めたほうがいいのか。

議会事務局長 そのとおりである。

富本理事 それは会派をどう考えるかということにも絡んでくると思う。ただ、言えることは、政治団体名を言うのはよくないと思う。あれはもう絶対やめたほうがいい。わからないから。ネみみたいな会派はいいけれども、自民党で自民党の中が割れて、自民党のAは反対でBは賛成だとか、杉並自民区政クラブのうち自民党の一部が賛成、一部が反対と言わなければいけなくなる。そういう言い方になるから、区政クラブだけ反対か賛成かだったらいいが、そうなるとわけわからなくなるので、あの言い方はできないことは間違いない。

議会事務局長 先ほど小川理事が言ったみたいに、会派の中でいろいろな意見があって、賛成としてはこんなような意見、反対としてはこんなような意見があったが、会派とすればこの件については賛成、という話になってくると思うが、あくまでも今の意見開陳というのは会派としての意見という形で述べているので、委員個人の意見ではない。となれば、やはり会派としての集約された意見を、賛成、反対を求めているので、そういう形で会派として集約すると、意見は分かれたが賛成、あるいは反対のほうが多ければ反対、という形になると思う。それで採決のときには、賛成の方は立っていただくとい

う形になると思う。

島田理事 普通、採決のときには、表明しているのであれば、それに従わない人は退席する、基本的には。

議会事務局長 そこは会派の中での考え方だろうと思う。

島田理事 それは意見開陳しなければいい。3対2で賛成というのであれば、それはもう2人は反対できない。だから、それは採決に参加できないということだと私は思う。厳密に考えれば。だから、そんなのは意見開陳しなければいい。

小松理事 一応皆さんが言ったことは持ち帰るが、わからない。では、例えば賛否は申し上げられないが、意見を……いや、それもおかしい。

富本理事 賛否は言わなければ。議案の賛成、反対だから。別に要望を言うところではない。いろいろ我々も言うけれども、賛成、反対と言えばいいこと。意見開陳はそういう場。賛成理由とか本当は言わなくてもいい、賛成とか反対と言えばいいのだから。だから、中には言わない議案もある。

会派というのは、物の本によっていろいろな考え方はあるだろうが、同一理念のもとで、同一政策的な方向を向いてというのがあるので、本来であれば、会派の中で賛否が分かれることが常態化するということが正当性があるとは、私も、ちょっと座長を離れて個人的にはそのようには思っていない。そちらの立場に立って行動しているつもりだし、会派の中でも議論は尽くしている。いろいろな意見があって、中にはいろいろな会派、私も過去経験があるが、正直、説得的なこともしたことも何度もある。議論をして、何とか賛成してほしいとかということで議論をしたこともあるし、賛否が分かっているから、もうそれで自由だからというような形でやってなかったということもあるので、これは会派というものをどう考えるかということにつながるが、一応、委員長報告、それから議会でのそれぞれの意見開陳としてどうあるべきかというのは改めて整理をしておかないと。今回は政治団体名を言ったのはもちろんよくないので、それも含めてちょっと整理をしていかないといけないのではないのかと思う。そうでないと、全員が意見開陳するようなことになるし、それでいいのかという問題もあるわけで、一応あれはみんな会派名でやることになっているから、その一面も含めて考えていただきたい。

小松理事 どういう不都合があるのか教えていただければ説明ができるが。

島田理事 話にならない。

小松理事 ぜひ教えていただきたい。

島田理事 5人であるということが間違っているということ。意見も何も合わないのに一緒にいるのがおかしい。

小松理事 いや、全然おかしくない。全部の議案に対して分かれているということではないし、限られた議案の賛否が分かれているのが今までの状況であって、その言い方は考えていただきたい。

島田理事 会派として意見をまとめるのではなく、賛成と反対と両方に分かれてやっている。だから、会派の意思が統一できてないということだ。だからおかしいと言っている。

小松理事 いや、何がおかしいのか。

島田理事 退席すれば済むこと。済むかどうかはわからないが、まだそのほうが正しい。

井口理事 何かああいうやり方をしていると、私個人的に思うのは、会派を組んでいる意味がない。うちもいろいろな意見あるが、最終的にはまとめる。だから、いつもああいう形で言うと、小松理事のお考えでされていると思うが、いつもだれが反対、あの人は賛成するという、何か会派を組んでいる意味がないように私は個人的に思った。

小松理事 私たちは意味があって会派を組んでいる。

井口理事 聞くほうとしたら、私だったら、さまざまな意見があったが、今回はこれに対しては賛成とか反対と言ったほうがいいと思う。意見が分かれたままでは、会派の意味がないと思われてしまう。そう思わないから言っているのだろうが、思う人が多数いるということは、やはりお考えになるときではないのか。

小川理事 例えば、小松理事がそこまで言うのであれば、前みたいに意見開陳のとき、委員長報告において会派の意見は言わないと。前、たしかそうであった。委員長報告で会派名を出して言わないということにするしかない。もしもわかっただけなのであれば。

富本理事 要するに何々という理由で賛成の意見とかいうように、会派名を言わないということか。

小川理事 3年前か4年前か、それに戻せばいい。

富本理事 要するに会派名を言わないということ。

小川理事 以前は会派名を言っていない。だから、それに戻すしかなくなってしまうということ。わからないのであれば。

小松理事 会派名なしで、以前そうだったのか。私は記憶がない。

富本理事 共産党から提案があって、私が議長のとときに、会派名を入れようということになった。共産党は基本的に委員会意見開陳をされている。全委員会に委員がいるので。そうすると、共産党もいろいろな支援団体があるので、なぜ本会議場で言わないんだということがあって、それは共産党として委員会であんなに反対の意見を言ったんだということを書いてもらわないとつらいという話もあったので、では、みんな会派名を入れ

ようということで了解をいただいて、会派名を言って、どこどこ会派はこういう理由で賛成、どこどこ会派はこういう理由で反対という言い方に変えた。昔は会派ではなくて、賛成の意見としてこういう意見があった、反対の意見としてこういう意見があったということで、意見だけ言って、会派名を言わなかった。

小松理事 それは委員長報告のお話をなさっている。それはそうである。私が申し上げているのは、委員会の中で意見を述べるときに会派名なしで言っていたことがあるかということ。

富本理事 いや、それはない。それはみんな会派を代表して言っている。というか、内実まで聞いてはいけませんが、まとめようという努力はされているのか。要はそういうこと。だから、それが理解できないというところもある。分かれていれば分かれていていい、自由だからみたいなのは会派というのかと。悪い言葉で言えば、我々もやじられてやじって野合なんという言い方をしたが、そういうふうにとられかねないということ。苦労してまとめようとしたが、別に同調圧力とかということではなくて、まとめようという努力ではなくて、まあいい、もともと違うのだから、みたいな感じで終わっているのが会派として認められるのかというのがちょっと不思議な感がある。そういう感じだった、正直なことを言えば。そこに余り産みの苦しみを感ぜない感覚があったので、我々だって結構会派の中でいろいろな意見があるけれども、会派としてまとまっていく努力をする。どうしようもない場合もある。そういう場合も、例えば退席であるとか一定のいろいろなことがあって、レジ袋なんかは会派も分かれたが、そういうことがあった歴史もあるので、それに比べると何かそういう雰囲気は余りないので、ただ単なるサークルみたいな感じだから、ちょっとイメージが違うというのが僕らの感覚。だから、感覚の違いという言い方もとれるかもしれないが、会派という言葉に対する重みとか。それはどちらがいい悪いということよりも、その見解で理解できないということで、それぞれの立場があるというのはあるのだろうが。

山田理事 皆さん意見を言われているようなので、うちとしても。ただ、この件についてはうちとしては答えをきょう持ってきてないので、持ち帰りたいと思っている。

島田理事からちょっと発言があったが、これを蒸し返すつもりはないが、交渉会派の要件が3人から4人になったという経緯があり、そういう経緯もあって、この会派も5人でやっていると思う。だから、そういう経緯を踏まえたら、ちょっとああいう発言はどうなのかというのは、僕個人としてはそういう思いがある。

これについては今うちとしても答えを持ってないので、持ち帰りたい。

島田理事 「ああいう発言」というのはどういう発言か。

山田理事 後で議事録見たらいい。

小川理事 うち結論を出す。もしも小松理事がそこまでわからないのであれば、4年前に戻す、うちはそうしたい。

富本理事 要するに会派名を委員長報告で言わない。

小川理事 そういうことである。

富本理事 そういう意見もあるという中で、きょうは意見を持ってきてないという会派もあるし、いろいろな意見が出てまとまりそうもないので、きょうはおいておきたい。ただ、これは一応整理をしておかなければいけない問題ではある。

〔日程調整〕

富本理事 今の委員長報告に関しては、最終日の各会派の意見開陳までに時間があるので、その間に何回かやれば結論は出るかもしれないし、ユーストリームに関しては、とりあえずある程度決まるまでは先般の議長一任ということで対応できると思うので、一応そういう形で行きたい。

では、次回は、何もなければ10日の10時ということで、決まりの形でやらせていただきたい。

小川理事 11月8日の全員協議会の資料というのは、いつごろポスティングされるのか。

議会事務局長 まだわからない。

富本理事 これはわかったら、すぐ各会派のほうへ連絡を。

島田理事 25日が次の基本構想の審議会で、そこで多分まとめられると思うので、その後になる。

富本理事 ということは、どんなに早くても11月に入ってからか。よろしいか。

では、これで理事会を閉会する。

(午後 4時26分 閉会)